

## 若者の貧困への考察

佳作

「官民共同」を通しての解決へ――

青山直樹

（東京都／私立海城高等学校一年）

### 序論

二〇二二年十二月一日「ユーキャン新語・流行語大賞トップテン」が発表された。この年で最も使われた、人々に浸透した言葉、その中でも目を引く奇抜な言葉が「親ガチャ」だ（1）。「親ガチャ」とは親の遺伝や自らが育った環境という自分ではどうしようもない差を運要素が強い「ガチャ」で例えたインターネットスラングであり、特に経済格差が引き合いに出されることが多い（2）。つまりこの言葉は世代間の経済格差の継承、特に貧困の世代間連鎖を象徴しているのだ。

この「親ガチャ」という言葉の普及から分かる通り、「親から子へ」の貧困世代間

連鎖は一般に知られるようになってきたが逆にあまり指摘されない連鎖も存在する。

それは子ども貧困と若者の貧困の間でのものだ。この二つの貧困、子どもの貧困と若者の貧困は互いに影響し合っていて、なぜなら親に由来して貧しい子どもは今では一般的となった塾や家庭教師などの「贅沢な教育」を受けられず裕福な子どもとの教育格差が広がり、そしてそれが職業・収入格差となって若者になってからも継続することが多く、また前述した「親ガチャ」が示すように、貧困の若者同士が結婚して生まれた子はどうしても貧しい生活を強いられるからだ。若者の貧困と子どもの貧困はいわば「卵が先か鶏が先か」状態の負のスパイラルに陥ってしまっているといえる。

経済学者・社会政策学者として知られる阿部彰も著書『子どもの貧困』で若者と子どもの貧困の関係性を以下のように説明している。「子ども期に貧困であることの不利は、子ども期だけでは取まらない。この『不利』は、その子が成長し大人になってからも持続し、一生、その子に付きまとう可能性がきわめて高いのである」（3）。しかし発想を逆転してみれば、どちらかの問題が解決すればもう一方の問題にも解決の糸口が見えると考えられる。

この二つの問題のうち私は若者の貧困に着目した。なぜなら子どもの貧困は「子ども貧困対策の推進に関する法律」（平成二十五年法律六四号）に基づく行政支援や民間の寄付活動（セーブザチルドレンなど著名な団体も数多くある）が頻繁に行われているのに対し若者への貧困は保障が極めて薄いからだ。加えて二〇二三年四月のことも家庭庁設立によりさらに子どもの貧困が世に浸透し、若者問題が注目されなくなるのではという危惧も背景となっている（ただし後述するようにこれも家庭庁は若者支援も行っており、あくまでも「子ども」家庭庁という機関の設立においての「子ども」議論の高まりが若者問題への関心を吞むことへの危惧である）。

また本論の前提として「若者」の定義を満一五歳から三〇代までとする。これはパイトができるようになり自ら稼げることで義務教育が終わり国からの支援金がなくなることから満一五歳を、本書で取り扱う「子ども・若者育成支援推進法」(平成二十一年法律七一号)の対象年齢から三〇代をそれぞれ選択した。

最後に本論の章構成を説明する。まず第一章では若者の貧困の戦後から現代に至るまでのような歴史的事件があり結果貧困はどういった特徴を持つようになったかを年代で見えていき、若者の貧困の現状の深刻さを確認する。次の第二章では若者の貧困支援において行政の政策と民間がそれぞれ問題点を抱えていることを二つの節に分け指摘していく。最後の第三章では、第二章を踏まえて、民間と行政の協力「官民共同」を通しての若者の貧困の解決を考察していく。

## 第一章 若者貧困の歴史と現状

日本の貧困の歴史において、戦後から一九八〇年代までは大人の貧困が問題になったと言える。時代ごとに見ると戦後初期は浮浪者、復興後は仮小屋生活者、経済成長

期では日雇い労働者と主に中年の持て余された労働者が姿を変えながら貧困に陥っていた。しかしこの頃日本は経済成長しており「高度経済成長期」や「一億総中流社会」などの言葉が象徴するように比較的貧困が問題になることはなく、換言すれば経済成長に埋もれ不可視化していた時期と言える(4)。

そして一九九一年のバブル経済崩壊が若者の貧困の転換点となる。これを受け就職氷河期が始まり多くの若者が仕事にあぶれ、フリーター・派遣社員などの非正規雇用が増加しその後の二〇〇八年のリーマンショックでは多くのハケン切りが行われた。非正規雇用者増加の背景には政府の影響もある。経済学者の竹中平蔵と小泉元相による「小泉・竹中改革」は日本の解雇しにくい雇用形態が生産性の向上・経済成長に歯止めをかけ、旧的な社会構造を招いているとし、非正規雇用者の増加を押し進めた。その結果富裕層が利益を独占しリーマンショックなどの大規模な不況の際の非正規雇用者のリストラと生活困窮を招いた(5)。

日本では二〇一九年から現在の二〇二三

ロナウイルス、これを原因とするコロナ貧困は今もこの「非正規雇用者増加策」の影響を受けている。この不況による失業数は前述したリーマンショックの二倍にも及ぶと見られておりその被害は計り知れない(6)。加えてコロナ貧困の異質な所は若者の割合が非常に高い点だ。一例として大学生がコロナによる貧困で中退した割合は四・八パーセントにも上るとされている

(7)。なぜコロナ貧困となる若者が多いのかを解説すると、前述したようにバブル崩壊後多くの非正規労働者が生み出され、日本企業の年功序列制度も踏まえるとその多くが若者で占められる事は想像に難くない。そして彼らがコロナでの不況で解雇され現在路頭に迷っているということだ(序論での若者の年齢定義を踏まえると今の若者たちはバブル崩壊の影響を色濃く受けた世代であると分かる)。それに加えてコロナ不況により現在新卒となっている若者が不採用となり結果として貧困に陥るという第二の就職氷河期を迎えていることも影響していると考えられる(8)。

次に実際のコロナによる若者の貧困への影響を見ていこう。認定NPO法人自立生活サポートセンター・もやいの加藤氏はコ

コロナによってもやいへの相談件数が一・五倍から二倍になったと話し特に住居の問題を抱える人が増え、ネットカフェで生活を送るネットカフェ難民やさらにはホームレス生活を送る人まで現れたと語った(9)。また『貧困パンデミック』で稲葉剛はネットカフェに寝泊まりしている人の多くは緊急事態宣言が出る前から収入減少に苦しんでいる人であり彼らの多くが失業や廃業したことを指摘し、ネットカフェが休業したことによる住居喪失者は約四〇〇〇人も上ると説明して加藤氏と同様に住環境への影響が強いと分析する(10)。またコロナによってひきこもりが増加したことや精神を病んだりする人が増加した点も留意する必要があるといえるだろう(11)。

この章では若者の貧困の現状について歴史と現在の視点から迫った。その結果、貧困自体に若年化が起っており、加えてコロナ禍を経て若者の貧困が激増し、特に生活に関わる住居喪失や失業が深刻だとわかった。

## 第二章 若者の貧困支援の現状

### 第1節 若者支援政策の問題点

この章では日本の若者支援政策のどんな

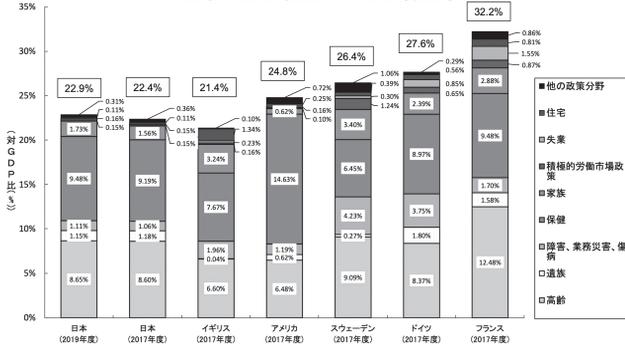
点に問題があるかを考えていく。一つ目はそもそも若者支援政策が薄いということだ。序論でも述べたが、日本の若者支援政策は国内の高齢者支援政策や国外の若者支援政策に比べて極めて少ないといえ、このことは厚生労働省による「政策分野別社会支出の国際比較」を見れば明らかだ(資料1)。これはまた、若者支援においてのブローフェッショナルが集まった「日本学術会議社会学委員会 社会変動と若者問題分科会」が作成した平成二十九年度の『若者支援政策の拡充に向けて』という名の提言でも指摘されている。ここでは日本の若者支援の希薄さについて、日本の福祉制度は人生の典型的なリスクのみに焦点を当てていて、特にそのリスクは退職後に多いとされているから高齢者に対しての支援が手厚く、若者が貧困に陥っても自己責任ないしは家族責任にされるといふことだ(12)。

次にあげられる点は社会的関心の低さだ。今日本では政治の形態を「シルバー民主主義」という言葉が集約するように政治的関心は高齢者の老後負担や年金制度の存続など高齢者の福祉ばかりに注目がいつてしまい、綱領として「高齢者に対しての保障」を掲げる政治家が非常に多くなってし

まっている。またその「シルバー民主主義」に対立する形で主婦層や若年層から票を集めている政治家も公約として掲げているのは「子どもに対する支援」、例えば給食費の無償化や教育の充実などであり、その中間層で本論が話題にする満一五歳以上三〇代以下の若者に対しての支援を主な公約としている政治家は少なく、自然と社会的関心が薄れてしまっている(13)。また貧困の若者の一種である「若者ホームレス」を飯島裕子は次のように位置付けた。すなわち、「ごく普通の若者と変わらない風貌の彼らを『ホームレス』と考える人はいないだろう。彼らの多くは野宿を嫌い、ネットカフェやファーストフード店などで夜を明かすため、彼らを見つけることは余計に難しくなる。大都会の狭間に生きる若者ホームレスは、極度に不可視化された存在であるということができるだろう」(14)。この一節から分かる通り若者の貧困はとて見えないにくい問題であるため多くの人はその存在を知り得ないのだ。

三点目は支援政策そのものの問題で、その具体例は住宅支援だ。住宅政策について藤田孝典は『貧困世代』で住宅は生活の基盤になることだけでなく、低家賃住宅が多

## 政策分野別社会支出の国際比較



資料 1

出典 厚生労働省政策分野別社会支出の国際比較

い国ほど世帯形成率が高いことから日本の少子高齢化の原因の一端は住宅にあるのではないのかという仮説のもと、住宅は最大の福祉制度だと指摘している(15)。しかし日本において若者への住宅支援はほとんど行われておらず、辛うじて言えるのは一章で述べたコロナでの住宅喪失に対し、政府がホテルの提供を行なった支援だがこれ上支援できた数は非常に少なく加えて制度上使いにくかったり、ホテルの品質が悪辣だったり成功したとは言いがたい(16)。つまり支援が行われていても、質が確保されていないことが問題となるのだ。

この節のまとめとして若者支援は根本的に社会的関心が低いこと、政策自体極めて少ないことが問題点として挙げられ、支援についても質を確保するノウハウの獲得が必須だと見える。現在日本の若者の貧困は問題同士の重なり合い、絡み合いから非常に複雑化し、さらには学生の段階からも貧困は生まれていて、行政の民間に比べて多大な資金力と全国への指示権限を持ち大規模の支援を行えるという点は非常に大きな強みになる。だからこそ若者を「問題」と見るのではなく「資源」と見る西洋的思考を根本にした積極的若者支援政策を行う必

要があるといえる。

### 第II節 民間の若者支援の重要性と限界

この節ではI節で述べた行政が「していない」あるいは「しようとしなない」住居などの若者支援政策の受け皿となっている民間団体による若者支援を、その具体的活動をもとに有用性と限界について説明していく。活動の一つ目がビッグイシュー基金の活動だ。この団体では主に生活面での大きなサポートを行っている、それが雑誌販売活動だ。まずビッグイシュー基金側が元手となる雑誌を渡し参加者がそれを販売する、その後販売した資金でまた雑誌を売り生計を立てていくという、単に生活を保障するだけでなく若者の「働きたい」という意欲を満たし自信をつけて社会とつながるという二面でのサポートは、多くの若者の明日を守っている。加えて同団体は若者への聞き取り調査を行い事態の現状把握をした。これにより専門家による具体的解決策をまとめた『若者ホームレス白書』が作られ、ビッグイシュー基金は大きな役割を果たした(17)。

そして二つ目に紹介するのは私にとって貧困層の問題意識及びこの論文の原点とな

った団体である認定NPO法人自立生活サポートセンター・もやいの活動だ。本稿では取材先の、もやいの数ある支援の中の若者に向けた支援をまとめていく。初めに解説するのは住居支援で、もやいにおいての原点であり独自性が一番に現れているものだ。まず前提として根強い入居差別を貧困者は受けている。そのため、もやいは相談してきた貧困者の代わりに不動産仲介や関わりある大家を通して物件紹介を行って、さらには見つけた住居で保証人になるなど非常に斬新な支援を行っている。これは家族や友人ひいては社会から孤立してしまっている貧困の若者にとってはとても大きなサポートとなっている(18)。社会学者は「年越し派遣村」発起人である湯浅誠は『反貧困』でこのもやいの事業を「パンドラの箱を開けた」という表現をしている(19)。それだけこの活動が社会にとって画期的だったということだろう。それだけでなく、もやいは役所への生活保護申請の付き添いや悩みへの相談事業なども行っている、サロン・ド・カフェこもれびや農作業体験を通して若者の居場所づくりも行い、セミナー開設などの広報事業を通して社会

へ若者問題を提起し、社会構造を変えようと奮闘している(20)。

その一方で民間団体にも限界があり、先に挙げたもやいの例でいくと、もやいは行政から離れた視点での若者の貧困支援を目的に掲げているため行政からの支援金はなく、団体収入の大部分は寄付や企業・財団などが行う貧困支援の助成金で賄っている(資料2)。このように民間団体だけの貧困支援は資金面での困窮が発生し、加えて民間団体だけでは大規模の支援は難しく、民間同士で協力すれば地理的問題は解決するものの、全国規模の展開までは不可能と言え、そうすると前節で論じた行政が大規模に行う支援には届かない。

この節のまとめとしては行政が行っていない支援を代わりに行い、行政が対応できない個々の心理的問題などの繊細で細やかな問題をメンタルケアや地域コミュニティへの参加の手伝いなどで解決していくのが現在の若者の貧困においての、民間支援の役割だといえる。また行政の支援は敷居が高く受けづらいという意識が存在し、そこで民間団体のフラットさが解決の兆しとなると考えられる。その一方民間団体にも限界があり若者の貧困の抜本的解決は不可能

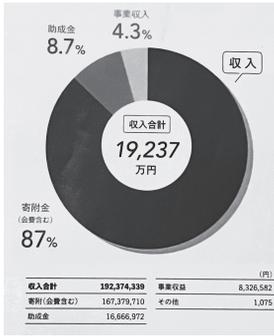
といえ、加えて資金面の困難からこのままでは若者の貧困が解決する前に民間団体が潰れてしまうとわかる。最後に、この章のまとめとして、若者の貧困支援において行政の政策は非常に遅れており、住宅支援においては全くノウハウを持っていないといえる。そして民間においても個々の団体としては非常に活躍しているが資金面として全国規模での支援の展開に課題を抱えているという現実がある。これを受けて第三章では若者貧困支援におけるの民間と行政の協力を提案する。

### 第三章 若者支援における「官民共同」の

#### 考察

この章では若者の貧困における官民共同を一章、二章を踏まえて、問題点とメリックから考察していく。

若者の貧困支援における官民共同の問題点は二つある。一つ目は実際に行うには大変労力と時間が必要だということだ。過去には「子ども若者育成支援推進法」(平成二十二年法律七一号)のような若者支援が全国規模で展開されたこともあるが、この法律はあくまでも地方自治体に若者支援を促すもので、地方公共団体にとっては努力義



資料 2

出典 認定NPO法人自立生活サポート

務でしかないのです、全国で若者支援施設ができた一方で若者支援事業を行わなかった団体も少なからずあったと考えられる。加えて全国で官民共同が実施されるとして、各地方公共団体はまず各地の若者支援団体へ協力を要請し、どのような形で協力するか計画立てを行い、若者支援を実施し、問題に対応するという多くのプロセスを踏まえて事業を行うので膨大な時間がかかると思される。

二つ目の問題はこの事業が国民からの支持を得られない可能性が高いという点だ。実際に若者の貧困支援での官民共同事業を行うとなれば行政が大量の資金を出す必要がある。しかし第一章でも述べたとおり若者の貧困という問題はそもそも国民の間での知名度が低く、「まだ若いのに」と

いう若者への考えも相まって、若者に支援する前に高齢者・子どもという「いわゆる社会的弱者」への支援を行うべきだという批判が出ると思測できる。

だが一つ目の問題は国民の支援に関わる厚生労働省、若年層に対して深い見識を持つ文部科学省、そして若者支援を実際に行うことも家庭庁などの省庁が連携することである程度の改善が期待できる。二つ目の問題も若者の貧困は深刻であり、社会問題の「少子高齢化」や「経済の低迷」につながっていることについて行政が説明責任を果たし、民間も積極的に広報して少しずつ国民の理解を深めるということで解決するのではないだろう。

次に若者の貧困における官民共同のメリットを考える。まず第二章で述べた若者の貧困における行政民間それぞれの課題を一举に解決できる点で魅力的だ。二章を見れば分かる通り、行政と民間はお互いに弱点を補完できる。行政は足りない部分の支援はノウハウを持った民間団体へ委託することができ、民間は資金面の負担を行政からの援助で乗り切れることに加えて行政との連携により全国規模での活動も可能になる。民間と行政はやはり互いに補うこと

で真価を発揮するといえよう。

さらに若者の貧困における官民共同は行政と民間が互いを補うだけでなく互いを活かし合うことができるという点が優れている。行政には大規模な事業展開、豊富な資金力、多くの情報という武器に対して民間は早期の問題対処、細やかな支援（メンタルケア、相談事業など）、地域との密着という強みを持っている。この二つをそれぞれが生かし合えば若者の貧困の抜本的解決も可能だと本稿では考察する。

この章のまとめとしては行政と民間の協力「官民共同」は時間・労力がかかること、国民からの賛同が得られない可能性が高いことを問題点として抱える。その一方で行政・民間が互いに補い、互いを活かし合えば、若者の貧困を解決する唯一の策になり得るだろう。

## 結論

本稿の結論として言えるのは若者の貧困は非常に多様化・深刻化し、若者の貧困支援においても行政・民間共々課題を抱えている。だからこそ若者貧困支援では「行政」と「民間」を超えた「官民共同」が必要だということだ。また私の見解としては若者

の貧困が看過されてしまっているのは同年代の人々の関心が薄いからなのではと推測し、つまりは生まれつき裕福な家庭で育った若者は周りの同じ様に裕福な友人などと過ごすので自分たちと同年代の中に貧困層がいることを知らず問題自体に興味がないのではということだ。だからこそ今若者自身の「想像力」と行政や政治家や「大人」に頼るのではない「行動力」が求められる。今後の展望としては若者の貧困がより高齢化していくことが予測される。またアルバイトなどの単純作業がIT化し非正規雇用の職がなくなるという懸念もあり、そのため日本全体が一丸となって若者の貧困問題に取り組みなくてはならないといえる。最後にこの論文では関連文献の関係から自然と男性の貧困問題になってしまい男性からのドメスティック・バイオレンスなどを受けた女性に対するNPOの間での協力という事例をあげられなかったこと、そして行政・民間以外の民間同士や民間と企業での若者貧困への取り組みを考察できなかったことを今後の課題とし本稿の締めとす。

#### 注一覽

- (1) 日刊スポーツ 二〇二二年十二月一日 年間大賞はリアル二刀流/ショータイム / まとめ <https://www.nikkansports.com/general/nikkan/news/20211210000005.html> (二〇二三年度八月一日閲覧)
- (2) 東洋経済オンライン 二〇二二年十二月二十八日 金持ちにはわからない「親ガチャ」の悲しさ残酷さ「日本の未来」を暗示する 格差大国アメリカの姿 <https://toyokeizainet/articles/-/478220> (二〇二三年度八月一日閲覧)
- (3) 阿部彩『子どもの貧困』岩波新書、二〇〇八年、一八頁引用
- (4) 岩田正美『貧困の戦後史』筑摩選書、二〇一七年、一六〇～二四頁要約
- (5) 藤田孝典『コロナ貧困』毎日新聞出版、二〇二一年、五三～五五頁要約
- (6) 稲葉剛『貧困パンデミック』明石書店、二〇二一年、一二二～一二三頁
- (7) 前掲書(藤田：二〇二二)、四五～四六頁要約
- (8) 同右、一五～一八頁要約
- (9) 自立生活サポートセンター・もやい 事務局長加藤氏への取材より(二〇二二年六月十五日対面取材)
- (10) 前掲書(稲葉：二〇二二)、五六～五八頁要約
- (11) 前掲書(藤田：二〇二二)、五～八頁要約
- (12) 日本学術会議社会科学委員会社会変動と若者問題分科会 二〇一七年七月四日「若者支援政策の拡充に向けて」<https://www.sci.go.jp/ia/info/kohyo/pdf/kohyo-23-2472.pdf> (二〇二三年度八月一日閲覧)
- (13) 中日新聞 二〇二一年十月二十二日〈公約点検 二〇二二衆院選〉夫婦別姓・同性婚 法整備自民は消極的 <https://www.chunichi.co.jp/article/351871> (二〇二三年度八月一日閲覧)
- (14) 飯島裕子『ルポ若者ホームレス』ちくま新書、二〇一一、六四～六五頁引用
- (15) 藤田孝典『貧困世代』講談社現代新書、二〇一六年、一三六～一六二頁要約
- (16) 前掲書(稲葉：二〇二二) 五九～六五頁要約
- (17) 前掲書(飯島：二〇二二) 二〇三～二〇八頁要約
- (18) 自立生活サポートセンター・もやい 事務局長加藤氏への取材より(二〇二二年六月十五日対面取材)

- (19) 湯浅誠『反貧困』岩波新書、二〇〇八年、一二五～一二八頁要約
- (20) 自立生活サポートセンター・もやい事務局長加藤氏への取材より (二〇二二年六月十五日対面取材)

#### 参考文献一覧

- 日刊スポーツ 二〇二二年十二月一日  
年間大賞はリアル二刀流／ショータイム  
／ #s8 <https://www.nikkansports.com/general/nikkan/news/2021121000005.html>
- 東洋経済オンライン 二〇二二年十二月二十八日 金持ちにはわからない「親ガチャ」の悲しさ残酷さ「日本の未来」を暗示する格差大国アメリカの姿 <https://toyokeizainet/articles/-/478220>
- 阿部彩『子々もの貧困』岩波新書、二〇〇八年
- 藤田孝典『貧困世代』講談社現代新書、二〇一六年
- 日本学術会議社会学委員会社会変動と若者問題分科会 二〇一七年七月四日  
「若者支援政策の拡充に向けて」<https://www.sci.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-1247-2.pdf>

- 中日新聞 二〇二二年十月二十二日(公約点検 二〇二一衆院選) 夫婦別姓・同性婚 法整備自民は消極的 <https://www.chunichi.co.jp/article/351871>
- 飯島裕子『ルポ若者ホームレス』ちくま新書、二〇一一年
- 岩田正美『貧困の戦後史』筑摩選書、二〇一七年
- 藤田孝典『コロナ貧困』毎日新聞出版、二〇二一年
- 湯浅誠『反貧困』岩波新書、二〇〇八年
- 稲葉剛『貧困パンデミック』明石書店、二〇二二年

#### 取材先一覧

- 自立生活サポートセンター・もやい事務局長 加藤歩氏 (二〇二二年六月十五日)